



N A T Mトンネル鋼アーチ支保工の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成14年3月28日

管 第 4 2 9 8 号
平成14年3月28日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土 木 部 長
(公印省略)

N A T Mトンネル鋼アーチ支保工の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり取扱うこととしましたので、平成14年4月1日以降起工決裁のものから適用してください。

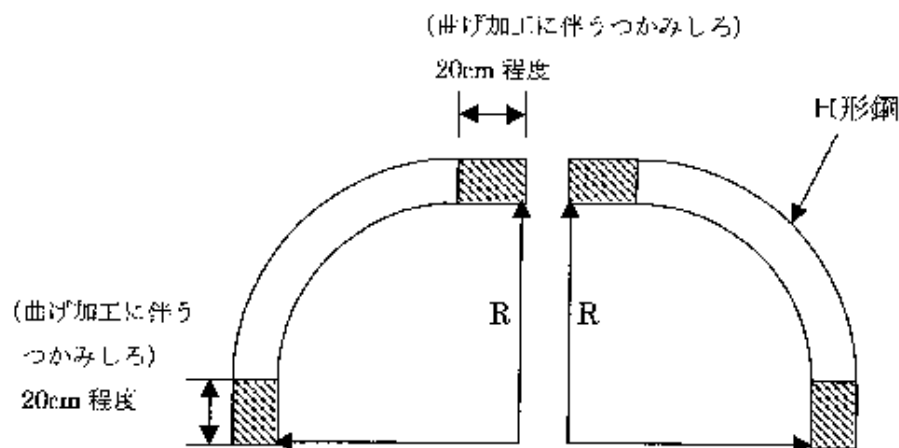
なお、それ以前に起工済みの工事箇所において、変更が可能な場合は対応してください。

(別 紙)

「N A T Mトンネル鋼アーチ支保工の取扱いについて」

○積算上の取扱い

つかみしろは切断処理しないことを原則とし、R止りエキストラは計上しない。



〔参 考〕R止りエキストラ

N A T M工法では、支保工本体のH形鋼を加工機械で円形状に曲げ加工する際、端部のつかみしろ部分が直線として残る。これを切断処理する場合の、つかみしろ部分の材料費及び切断にかかる費用のこと